

【09建築・土木技術者 ＝ 各種施工管理及び安全管理業務】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	・専門工事の施工管理業務経験10年以上かつ、指導的立場での管理業務経験5年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。(原則として監理技術者) [1級建築施工管理技士・1級建築士・1級管工事施工管理技士] [1級土木施工管理技士・1級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。 ・業務の遂行に関して、年齢・健康状態等について特別の配慮を必要とせず、派遣先の通常の労働者と同程度の注意を払う労働者であること。
B ランク	・専門工事の施工管理業務経験5年以上かつ、指導的立場での管理業務経験3年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。又は、同等以上の知識経験を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務・暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務の割合に注意する等の特別な配慮を必要とすること。
C ランク	・原則として専門工事の施工管理業務経験が5年以内であり、PC／CADの基礎知識を有し、基本操作が可能であること。施工記録管理／施工計画書作成・総合工程表の理解に関しての知識が十分でなく、業務の遂行に関して一定の注意が必要であること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務の原則禁止、暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務を軽減する等の特別な配慮を必要とすること。 ・年齢・健康状態・本人の希望等を考慮し、施工管理業務から安全管理業務への職種転換を行い、身体への負担が一定程度軽減された業務での勤務をしていること。

〔基準値〕 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和5年度適用「09建築・土木技術者＝各種施工管理及び安全管理業務」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1,444円	1,678円	1,814円	1,864円	1,994円	2,183円	2,764円

(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	114.30%	1.143	1年	1918	5年	2280	10年	2496
神奈川	109.50%	1.095		1838		2184		2391
千葉	105.90%	1.059		1778		2112		2312
埼玉	106.20%	1.062		1783		2118		2319
その他の県	105.90%	1.059		1778		2112		2312

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (5%)	0.05	1年	96	5年	114	10年	125
神奈川				92		110		120
千葉				89		106		116
埼玉				90		106		116
その他の県				89		106		116

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	2014	5年	2394	10年	2621
神奈川		1930		2294		2511
千葉		1867		2218		2428
埼玉		1873		2224		2435
その他の県		1867		2218		2428

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和5年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1909	賞与額 391	合計額 2300	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1660	賞与額 340	合計額 2000	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1394	賞与額 286	合計額 1680	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	1924	Bランク	2290	Aランク	2634
神奈川	109.50%	1.095		1840		2190		2519
千葉	105.90%	1.059		1780		2118		2436
埼玉	106.20%	1.062		1785		2124		2443
その他の県	105.90%	1.059		1780		2118		2436

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、
当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	116	Bランク	138	Aランク	159
神奈川			111		132		152
千葉			107		128		147
埼玉			108		128		147
その他の県			107		128		147

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2) 基準給与額

東京	Cランク	2040	Bランク	2428	Aランク	2793
神奈川		1951		2322		2671
千葉		1887		2246		2583
埼玉		1893		2252		2590
その他の県		1887		2246		2583

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張手当・住宅手当・家族手当の支給がある場合は、派遣社員国内出張旅費規程、
 派遣社員就業規則に基づいて別途支給するものとします。各手当は、賃金として時給換算します。
 出張手当：500円／日～4,000円／日 時給換算した場合：63円／H～500円／H
 住宅手当：16,800円／月～33,600円／月 時給換算した場合：100円／H～200円／H
 家族手当：16,800円／月～33,600円／月 時給換算した場合：100円／H～200円／H

※会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【25一般事務員＝事務系派遣労働者】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	・業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝上級レベル・Word中級レベル・PowerPoint中級レベル以上等専門性が高い次に挙げるような資格を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	・業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝中級レベル・Word中級レベル・PowerPoint初級レベル以上等専門性が高い次に挙げるような資格を有すること。 又は、明らかに同等以上の能力を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	・原則として事務系業務の経験が5年以内であること。 ・PCスキル全般・各種帳票類の分類及びデータ入力・分類データに基づく注文書等の作成／建設業においては、建設業の経理事務に必要とされる仕訳に関する知識が十分でないこと。

〔基準値〕 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和5年度適用「25一般事務員＝事務系派遣労働者」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1,058円	1,229円	1,329円	1,366円	1,461円	1,600円	2,025円

(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	114.30%	1.143	1年	1405	5年	1670	10年	1829
神奈川	109.50%	1.095		1346		1600		1752
千葉	105.90%	1.059		1302		1548		1695
埼玉	106.20%	1.062		1306		1552		1700
その他の県	105.90%	1.059		1302		1548		1695

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (5%)	0.05	1年	71	5年	84	10年	92
神奈川				68		80		88
千葉				66		78		85
埼玉				66		78		85
その他の県				66		78		85

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	1476	5年	1754	10年	1921
神奈川		1414		1680		1840
千葉		1368		1626		1780
埼玉		1372		1630		1785
その他の県		1368		1626		1780

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和5年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1394	賞与額 286	合計額 1680	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1220	賞与額 250	合計額 1470	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1029	賞与額 211	合計額 1240	← 1年の概算値

※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。

※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)

※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145		1420		1684		1924
神奈川	109.50%	1.095		1358		1610		1840
千葉	105.90%	1.059	Cランク	1314	Bランク	1557	Aランク	1780
埼玉	106.20%	1.062		1317		1562		1785
その他の県	105.90%	1.059		1314		1557		1780

※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。

(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、

当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京			86		102		116
神奈川			82		97		111
千葉	退職金加算 (6%)	0.06	79	Bランク	94	Aランク	107
埼玉			80		94		108
その他の県			79		94		107

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1506	Bランク	1786	Aランク	2040
神奈川		1440		1707		1951
千葉		1393		1651		1887
埼玉		1397		1656		1893
その他の県		1393		1651		1887

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張日当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【64生産関連・生産類似＝CADオペレーター】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	・専門的業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定1級(建築・機械・トレス)、準1級の取得者。 又は3次元CAD利用技術検定1級、準1級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関する知識を有すること。 設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての十分な実務経験があり、当該業務に必要な知識があること。 その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [1、2級建築施工管理技士・1、2級建築士・1、2級管工事施工管理技士] [1、2級土木施工管理技士・1、2級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	・専門的業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定準1級、2級の取得者。 又は3次元CAD利用技術検定準1級、2級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関して、指示に基づいて作成できるだけの能力、業務経験があること。 設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての業務経験や知識があること。 その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	・原則として業務経験が5年以内で、AutoCADを使用できること。 (CAD関係の検定資格3級、4級を取得しているレベル) ・各種図面を作成する為に必要とされる知識全般、及びスペック(材料等)・規格(JIS・ASME等)に関する知識が、専門職としてのCADオペレーターのレベルに達していないこと。

[基準値] 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和5年度適用「64生産関連・生産類似＝CADオペレーター」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1,156円	1,343円	1,452円	1,492円	1,596円	1,748円	2,213円	(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	114.30%	1.143	1年	1536	5年	1825	10年	1998
神奈川	109.50%	1.095		1471		1748		1915
千葉	105.90%	1.059		1423		1691		1852
埼玉	106.20%	1.062		1427		1695		1857
その他の県	105.90%	1.059		1423		1691		1852

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。

(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (5%)	0.05	1年	77	5年	92	10年	100
神奈川				74		88		96
千葉				72		85		93
埼玉				72		85		93
その他の県				72		85		93

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	1613	5年	1917	10年	2098
神奈川		1545		1836		2011
千葉		1495		1776		1945
埼玉		1499		1780		1950
その他の県		1495		1776		1945

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和5年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1527	賞与額 313	合計額 1840	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1328	賞与額 272	合計額 1600	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1129	賞与額 231	合計額 1360	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	1558	Bランク	1832	Aランク	2107
神奈川	109.50%	1.095		1490		1752		2015
千葉	105.90%	1.059		1441		1695		1949
埼玉	106.20%	1.062		1445		1700		1955
その他の県	105.90%	1.059		1441		1695		1949

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、
当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	94	Bランク	110	Aランク	127
神奈川			90		106		121
千葉			87		102		117
埼玉			87		102		118
その他の県			87		102		117

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1652	Bランク	1942	Aランク	2234
神奈川		1580		1858		2136
千葉		1528		1797		2066
埼玉		1532		1802		2073
その他の県		1528		1797		2066

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張手当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)